

事業主の皆さまへ

● 日本再生人材育成支援事業 ●

奨励金のご案内

裏面にもメニュー
があります。

～非正規雇用労働者も含めた人材の育成を支援します～

健康、環境、農林漁業分野等（※1）において、雇用する労働者（非正規雇用の労働者を含む）に対して、一定の職業訓練を実施した事業主や、被災地の復興のために必要な建設関係の人材育成を行った事業主は、以下の7つの奨励金が利用できます。

（※1）対象分野には、医療・介護、情報通信業、建設業の一部、製造業の一部などが含まれます。詳しくは、裏面をご覧ください。

奨励金名	対象労働者	対象事業主	概要
非正規雇用労働者 育成支援奨励金	①有期契約労働者 ②正規雇用の労働者 以外の無期契約労働者 （短時間労働者・ 派遣労働者を含む）	健康、環境、農林漁業 分野等の事業を行う事 業主	一定の職業訓練を行っ た場合に、 訓練に係る 賃金および経費相当分 を支給
正規雇用労働者 育成支援奨励金	正規雇用の労働者	健康、環境、農林漁業 分野等の事業を行い、 海外未進出 であって、 国内雇用を維持しつつ 海外展開を図ろうとす る事業主	一定の職業訓練を行っ た場合に、 訓練に係る 経費相当分 を支給
海外進出支援 奨励金（留学）			正規雇用労働者を国外 に留学させた場合に、 留学に要した費用や住 居費・交通費の一部 を 支給
海外進出支援 奨励金（送り出し）			既に海外進出している 企業の海外子会社等に 一定期間、正規雇用労働者 を出向させて、実地訓練を行う場合に、 訓練に要した費用や住 居費・交通費の一部 を 支給
被災地復興建設労働者 育成支援奨励金	被災3県(岩手県、 宮城県、福島県)で 就労する労働者	被災3県に所在する事 業所を有する建設事業 主	被災地の復興に必要な 建設関係の人材を育成・ 確保するために必要な 訓練を行った場合に、 訓練に要した費用や宿 泊費 を支給

※ 平成25年度末までの事業です。また、支給額が予算額に達する見込みとなった時点で、
受給資格認定申請の受付を中止します。

平成25年3月に、2つのメニューを追加しました！

奨励金名	対象労働者	対象事業主	概要
人材育成型労働移動支援奨励金 (再就職コース)	直近の離職の理由が事業主都合である正規雇用労働者	健康、環境、農林漁業分野等の事業を行う事業主	一定の職業訓練を行った場合に、 訓練期間の賃金および経費相当分 を助成
人材育成型労働移動支援奨励金 (出向コース)	出向または移籍により受け入れた労働者		

支給対象象分野

以下の分野に該当する場合に支給対象となります。

日本標準産業分類		分類番号
大分類A－農業、林業		農業：1－1 林業：1－2
大分類B－漁業		2
大分類D－建設業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する建築物等を建築しているもの	3
大分類E－製造業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの	4－1
	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの	4－2
大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33－電気業		5
大分類G－情報通信業		6
大分類H－運輸業・郵便業		7
大分類L → 中分類71－ 学術・開発研究機関	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する技術開発を行っているもの	8
大分類N → 中分類80 → 小分類804－スポーツ施設提供業 例)フィットネスクラブ		9
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246－スポーツ・健康教授業 例)スイミングスクール		10
大分類P－医療、福祉		11
大分類R → 中分類88－廃棄物処理業 例)ごみ処分量		12

(注) 支給対象分野に該当するかどうか不明な場合は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。